資料５-１

○堺市立共同浴場条例

昭和４６年１２月２３日

条例第４７号

改正　昭和４７年４月１日条例第１４号

平成８年１２月２０日条例第２２号

平成１１年３月２９日条例第６号

平成１７年１２月２２日条例第６２号

平成２７年６月２４日条例第４１号

（設置）

第１条　住民の保健衛生の向上及び生活環境の改善を図るため、堺市立共同浴場（以下「浴場」という。）を設置する。

２　浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　布袋温泉

位置　堺市堺区協和町２丁

（昭４７条例１４・平８条例２２・平１７条例６２・一改）

（開業時間等）

第２条　浴場の開業時間及び休業日は、規則で定める。

（平１７条例６２・追加）

（入場の制限）

第３条　市長は、次に掲げる者を入場させてはならない。

(1)　感染症その他の疾病の患者で管理上支障があると認められるもの

(2)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者

(3)　秩序又は風紀を乱し、又は乱すおそれのある者

(4)　前３号に掲げるもののほか、浴場の管理上不適当と認められる者

（平１１条例６・一改、平１７条例６２・旧第２条繰下、平２７条例４１・一改）

（入浴料）

第４条　入浴料は、市長が定める。

（平１７条例６２・旧第３条繰下）

（損害賠償等）

第５条　浴場の利用者は、建物、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（平１７条例６２・旧第４条繰下、平２７条例４１・一改）

（指定管理者による管理）

第６条　市長は、浴場の設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、浴場の管理を行わせることができる。

（平１７条例６２・追加）

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第７条　前条の規定により指定管理者に浴場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)　浴場の運営に関する業務

(2)　浴場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、浴場の管理上、市長が必要と認める業務

（平１７条例６２・追加、平２７条例４１・一改）

（指定管理者の指定の手続）

第８条　市長は、第６条の規定により指定管理者に浴場の管理をさせようとする場合は、特加な事由があると認めるときを除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

２　指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

(1)　事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

(2)　事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

(3)　利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

(4)　浴場の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できること。

(5)　施設の効用を最大限発揮させることができること。

(6)　管理経費の縮減が図られること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

（平１７条例６２・追加、平２７条例４１・一改）

（公告）

第９条　市長は、前条第３項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第１１条第１項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

（平１７条例６２・追加）

（報告、調査及び指示）

第１０条　市長は、浴場の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（平１７条例６２・追加）

（指定の取消し等）

第１１条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により浴場の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

（平１７条例６２・追加、平２７条例４１・一改）

（利用料金）

第１２条　市長は、浴場の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

２　前項の場合における利用料金の額は、市長が定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

３　市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

４　浴場を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

５　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

６　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（平１７条例６２・追加、平２７条例４１・一改）

（管理の基準）

第１３条　浴場の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1)　使用の許可等は、第３条の規定の例により行うこと。

(2)　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、浴場の開業時間及び休業日を変更することができる。

(3)　個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4)　指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

（平１７条例６２・追加、平２７条例４１・一改）

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、浴場の管理及び運営その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

（平１７条例６２・旧第６条繰下、平２７条例４１・一改）

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和４６年規則第５８号で昭和４６年１２月２４日から施行。ただし、３条の規定は、昭和４７年１月１日から施行）

附　則（昭和４７年４月１日条例第１４号）

この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年１２月２０日条例第２２号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成９年規則第７号で平成９年２月１日から施行）

附　則（平成１１年３月２９日条例第６号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月２２日条例第６２号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第６条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号）附則第２条の規定に基づいて引き続き管理の委託（改正前の第５条の規定による委託をいう。）を行うことを妨げるものではない。

附　則（平成２７年６月２４日条例第４１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（施行前の準備行為）

２　指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例による改正後の堺市立共同浴場条例の規定の例により行うことができる。